

(課程修了の認定方法)

研修修了の認定方法については以下の通りとする。

(1) 受講料を全額納付し、指定されたカリキュラムの全課程を履修していること。

①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準はA：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D：69点以下の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(2) 面接授業（スクーリング）の介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習は、3分の2以上の授業を受講すること。原則として、遅刻・欠席は認めない。

介護過程Ⅲ実技試験評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格とする。69点以下の場合は、再評価し合格するまで実施する。

医療的ケア通信科目の評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格とする。レポートが69点以下の場合は再提出・再評価し合格するまで実施する。

演習の評価は、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内吸引、気管カニューレ）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）をそれぞれ5回以上実施し基本研修（演習）評価票の全ての項目について演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できていると認められた場合に合格とする。演習の修了が認められなかった場合に再度、演習の全過程を受講させる。通信科目、演習の双方が合格の場合により科目の修了とする。

(3) 上記(1)、(2)の全ての過程をもって、修了とし認定を行う。

(4) 合格に満たない課程については、追試や再評価等を行う。